### 予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

| 1 請 | <b>最</b> 案説明事項                                  |         |
|-----|---|---------|
| (1) | 議案第158号、168号、169号<br>平成26年度三重県一般会計・特別会計補正予算について |         |
| (2) | 議案第191号<br>三重県都市公園条例の一部を改正する条例案について             | <br>• 7 |

#### 2 所管事項

(1) 平成27年度当初予算要求状況について

平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日 県 土 整 備 部

# 平成26年度三重県一般会計・特別会計補正予算について

#### (会計別総括表)

(単位:千円)

| 区。分         | 補正前の額        | 補 正 額       | 補正後の予算額      |
|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 一般会計        | 79, 438, 201 | 2, 483, 474 | 81, 921, 675 |
| 土木費         | 74, 314, 135 | 1, 995, 470 | 76, 309, 605 |
| 災害復旧費       | 5, 124, 066  | 488, 004    | 5, 612, 070  |
| 特別会計        | 12, 546, 093 | 1, 572, 443 | 14, 118, 536 |
| 港湾整備事業特別会計  | 154, 552     | 1, 630      | 156, 182     |
| 流域下水道事業特別会計 | 12, 391, 541 | 1, 570, 813 | 13, 962, 354 |
| 合 計         | 91, 984, 294 | 4, 055, 917 | 96, 040, 211 |

#### (事業別総括表)

(単位:千円)

| 区            | 分 .   | 補正前の額        | 補 正 額       | 補正後の予算額      |
|--------------|-------|--------------|-------------|--------------|
|              | 一般会計  | 23, 329, 467 | 365, 691    | 23, 695, 158 |
| 国補公共事業       | 下水道特会 | 4, 350, 007  | 988, 345    | 5, 338, 352  |
| ,            | 合 計   | 27, 679, 474 | 1, 354, 036 | 29, 033, 510 |
| 直轄事業         | 一般会計  | 16, 607, 500 | 1, 450, 340 | 18, 057, 840 |
|              | 一般会計  | 19, 497, 526 | △655, 403   | 18, 842, 123 |
| 県単公共事業       | 下水道特会 | 145, 126     | 0           | 145, 126     |
|              | 合 計   | 19, 642, 652 | △655, 403   | 18, 987, 249 |
| 災害復旧事業       | 一般会計  | 5, 124, 066  | 488, 004    | 5, 612, 070  |
|              | 一般会計  | 14, 879, 642 | 834, 842    | 15, 714, 484 |
| 7 A 16 = 346 | 港湾特会  | 154, 552     | 1, 630      | 156, 182     |
| その他事業        | 下水道特会 | 7, 896, 408  | 582, 468    | 8, 478, 876  |
|              | 合 計   | 22, 930, 602 | 1, 418, 940 | 24, 349, 542 |
|              | 一般会計  | 79, 438, 201 | 2, 483, 474 | 81, 921, 675 |
|              | 港湾特会  | 154, 552     | 1, 630      | 156, 182     |
| 合 計          | 下水道特会 | 12, 391, 541 | 1, 570, 813 | 13, 962, 354 |
|              | 合 計   | 91, 984, 294 | 4, 055, 917 | 96, 040, 211 |

#### 【国補公共事業】 1,354,036千円

〇 一般会計

365,691千円

(主なもの)

道路事業 道路整備交付金事業費など 1,705,832千円

河川・砂防事業 河川整備交付金事業費など △577,417千円

都市計画事業 無電柱化推進事業費など △731,996千円

〇 特別会計

988, 345千円

流域下水道事業

988, 345千円

#### 【直 轄 事 業】 1,450,340千円

〇 一般会計

1, 450, 340千円

(主なもの)

直轄河川事業負担金

4,023,612千円

直轄道路事業負担金

△2, 517, 333千円

#### 【県単公共事業】 △655,403千円

〇 一般会計

△655, 403千円

(主なもの)

県単建設事業 地方道路整備(改築)事業費など

△509,316千円

【災害復旧事業】 488,004千円

〇 一般会計

488,004千円

(主なもの)

平成23年発生災害直轄事業負担金

491,566千円

【その他事業】 1,418,940千円

○ 一般会計

834,842千円

(主なもの)

職員給与費

728, 400千円

源泉所得税徵収不足額等納付

31,812千円

〇 特別会計

584,098千円

港湾整備事業

1,630千円

流域下水道事業

582, 468千円

#### 【債務負担行為】

一般会計 追加

(単位:千円)

| 事項  | 期間                    | 限度額         |
|---|-----------------------|-------------|
| 公共工事設計積算システム再構築・運用保守業務委託に係<br>る契約               | 平成 26 年度~<br>平成 32 年度 | 484, 348    |
| 公共土木施設(道路)維持管理事業(トンネル等の設備に<br>係る設備点検業務委託等)に係る契約 | 平成 26 年度~<br>平成 28 年度 | 219, 550    |
| 公共土木施設 (流域分野) 維持管理事業 (樋門操作委託等)<br>に係る契約         | 平成 26 年度~<br>平成 27 年度 | 294, 000    |
| 高規格幹線道路建設促進事業に係る契約                              | 平成 26 年度~<br>平成 27 年度 | 20,000      |
| ダム事業(堰堤維持等)に係る契約                                | 平成 26 年度~<br>平成 29 年度 | 27, 000     |
| ダム事業(堰堤改良等)に係る契約                                | 平成27年度                | 69,000      |
| 港湾施設保安監視業務委託に係る契約                               | 平成 26 年度~<br>平成 27 年度 | 10, 310     |
| 県単災害土木復旧事業(埋塞対策)に係る契約                           | 平成 27 年度              | 80,000      |
| 計   | -                     | 1, 204, 208 |

一般会計 変更

(単位:千円)

| 事項                | 区分        | 期間       | 限度額      |
|-------------------|-----------|----------|----------|
| 高速道路関連施設整備対策事業に係る | 和始 補正前    | 平成27年度   | 120,000  |
| 同述但哈與連加政策開列東事業に係る | 補正後       | 平成27年度   | 230, 000 |
| 治水ダム建設事業(鳥羽河内ダム設計 | 業務委   補正前 | 平成 27 年度 | 100, 000 |
| 託等) に係る契約         | 補正後       | 平成27年度   | 150, 000 |
| . ≅T              | 補正前       | 平成27年度   | 220, 000 |
| 青                 | 補正後       | 平成27年度   | 380, 000 |

港湾整備事業特別会計 追加

(単位:千円)

| 事項                       | 期間                    | 限 | 度  | 額   |
|--------------------------|-----------------------|---|----|-----|
| 津ヨットハーバーのクレーン点検業務委託に係る契約 | 平成 26 年度~<br>平成 27 年度 |   | 1, | 300 |
| · 計                      |                       |   | 1, | 300 |

流域下水道事業特別会計 追加

(単位:千円)

| 事項                 | 期間                    | 限度額     |
|--------------------|-----------------------|---------|
| 流域下水道施設維持管理業務に係る契約 | 平成 26 年度~<br>平成 27 年度 | 24, 500 |
| 行政事務用機器賃貸借に係る契約    | 平成 26 年度~<br>平成 31 年度 | 1,000   |
| 計                  |                       | 25, 500 |

#### 【繰越明許費】

(繰越明許費一覧表)

(単位:千円)

| 科 目         | 繰越額         | 備考                             |
|-------------|-------------|--------------------------------|
| 一般会計        | 3, 742, 664 |                                |
| 土木費         | 1, 727, 664 |                                |
| 道路橋りよう費     | 1, 319, 870 | 道路整備交付金事業費 ほか6事業               |
| 河川海岸費       | 351, 774    | 県単海岸局部改良費 ほか4事業                |
| 港湾費         | 56, 020     | 海岸高潮対策(港湾)費 ほか1事業              |
| 災害復旧費       | 2, 015, 000 |                                |
| 土木施設災害復旧費   | 2, 015, 000 | 平成26年災害土木(建設)復旧費<br>ほか1事業      |
| 流域下水道事業特別会計 | 470, 000    |                                |
| 流域下水道事業費    | 470, 000    | 国補中勢沿岸流域下水道(志登茂川)建設<br>費 ほか6事業 |
| 県土整備部 計     | 4, 212, 664 |                                |

#### 議案第 191号 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

伊勢市が管理する五十鈴公園の県への移管及び鈴鹿青少年の森の野外劇場の廃止に鑑み、 都市公園条例の施設の使用料等の規定を整備するものです。

#### 2 改正内容等

#### (1) 五十鈴公園関係

- ① 経緯
- ・平成33年の国民体育大会開催に向け、五十鈴公園内にある三重県営総合競技場陸上 競技場の大規模改修が必要になることから、県が公園の設置者となり県営都市公園と して国の交付金を活用しながら総合的に整備を行うため、伊勢市から県へ移管します。
- ② 改正内容
  - ・有料施設の使用料等の規定に三重県営総合競技場の各施設に関する規定を追加します。
  - ・三重県営総合競技場に関する規定が整備されるため、三重県総合競技場条例を廃止します。
- ③ 今後の取組
  - ・国民体育大会開催後も、県が五十鈴公園を管理していきます。

#### (2) 鈴鹿青少年の森関係

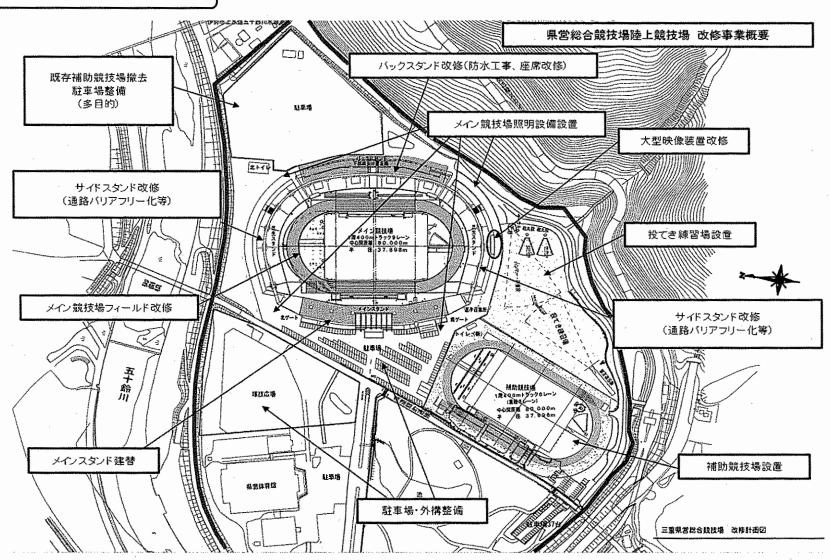
- 経緯
- ・平成19年に発生した地震により野外劇場が損壊したため、使用を禁止し、対応を検 討してきました。
- ・野外劇場は、昭和60年に整備した有料の施設であり、損壊前の年間利用者が800 人程度と少なく、また利用者から再開を求める要望もなかったことから鈴鹿市や鈴鹿 青少年センター等と相談した結果、同施設を廃止することとしました。
- ② 改正内容
  - ・有料施設の使用料等の規定から野外劇場に関する規定を削除します。
- ③ 今後の取組
  - ・跡地に四阿を設置します。

#### 3 条例施行期日

平成27年4月1日

 $\infty$ 

#### 五十鈴公園 平面図(改修後)



9

# 【議案第191号】 鈴鹿青少年の森 平面図 た。 ままた ままた 野外劇場廃止⇒四阿設置 鈴鹿青少年の森 鈴鹿サーキット 凡例 供用済区域

|          | 第十             |        | לר.    | <b>か</b>         | 下         | 第十            | ********    | 3   |     |          |             |        | ブ    | 17        | 2           | <u></u>                                | **        | <u>.                                    </u> | 第十           |        | 2         |               | <del></del> |        |      | 九   | 七   |              |            |          | 六          |             | 5     | 第十      |          |   |
|----------|----------------|--------|--------|------------------|-----------|---------------|-------------|-----|-----|----------|-------------|--------|------|-----------|-------------|--|-----------|--|--------------|--------|-----------|---------------|-------------|--------|------|-----|-----|--------------|------------|----------|------------|-------------|-------|---------|----------|---|
| を自己り     | の四利条           | (利用料   | ならない   | を利用する権利を他人に譲渡し、  |           | 第十四条の十四       | (利用権        | (略) | 三四四 | と認め      | 都志          | (略     | できる。 | に該当するときは、 | 指定管         | うとするときも                                | なければ      | とする者は、                                       | 第十四条の十三      | (利用の許可 | (略)       | の管理           |             | 指導そ    | 発達及  | 刊   | 八   | より、          | 利用         | トボー      | 公園         | <u> </u>    | うものと  | ·四条の    | (指定管     |   |
|          | 用に係る           | 金)     | 63     | っる権利             | 利用者」と     | 十四            | の譲          |     | (略) | と認められるとき | 都市公園の       | )<br>E |      | っるとも      | 指定管理者は      | ときも                                    | ならな       |  | 十三           | 許可)    |           | 上必要           | 号に担         | の      | び体系  | 鈴公園 | (略) | 利用の          | ようと        | - ル場等    | 施設の        | (略)         | とする。  | 四       | 理者       | - |
|          | おおお            |        |        | 利を他              | という。      | 前条            | 渡及び転貸の禁止)   |     |     | るとき      | の野球場等       |        |      |           | ,           | も同様                                    | ە<br>7    | あらかじめ  | 都市           |        |           | の管理上必要と認めること。 | 前各号に掲げるも    | 必要な    | スポ   | にお  |     | 利用の許可を与えること。 | ようとする者に、   | 等(以下     | 施設のうち野     |             |       | 指定管理者   | が行う業務の   | 改 |
| į        | 料金(以下「訓指定管理者は、 |        |        | 人に譲              | 。)は、      | 前条第一項の許可を受けた者 | 転貸の         |     |     | ٥        | 場等を         |        |      | 前項の       | その利用が次の各号の  | 同様とする                                  | 許可を       | じめ指  | 公園の          |        |           | めるこ           | ものの         | 要な事業を行 | 》    | いては |     | を与え          |            |          | 野球場、       |             |       | 理者は     | 業務の      | Œ |
| 7        | .1             |        |        | 渡し、              |           | の許可           | 禁止)         |     |     |          | 損傷す         |        |      | 許         | が次の         | •                                      | を受けた事     | 定管理  | 野球児          |        |           | ځ             | ののほか、       |        | の普及振 | 、県民 |     | ること          | 規則で        | 「野球場等」   |            |             |       | 次に      | 範囲)      | 案 |
| 1        | 用科金 L 都市公園     |        |        | 又は大              | 公園の       | で受け           |             |     |     |          | 9るお2        |        |      | 可を与えな     | 各号の         |  | 事項を       | 生者の変   | 等を記          |        |           |               | 知事が         | し      | が興に  | の心  |     | ٥            | 定める        | 된        | テニスコー      |             |       | 掲げる     |          |   |
| 1        | $\leq o$       |        |        | 又は転貸し            | 都市公園の野球場等 | りた者           |             |     |     |          | を損傷するおそれがある |        |      | ないことが     | のいずれ        |  | 項を変更し     | 指定管理者の許可を受け                                  | の野球場等を利用しよう  |        |           |               | が都市の        |        | 係る   | 身の健 |     |              | 規則で定めるところに | という。)    | ۱<br>۲,    |             |       | 掲げる業務を行 |          |   |
| _        | いう。)野球場第       |        |        | ては               | 等         | (以第十          | -           | 3   |     |          | ある          |        | · ·  | が         | れ<br>か<br>2 | ······································ | しよ        | 受け   |              |        | 2         |               | 公園          |        | 修、   | 全な  |     | ·-           | ろに         | を        | ゲー         |             | ,     |         |          |   |
| 場等の      | 第十四条           | (利田    | はなら    | 等を利              | 下量        | 十四条           | (利用権        |     | 三四四 | るレ       | <u>二</u>    |        | できる。 | に該当       |             | ようと                                    | けなけ       | うとす  | 第十四条の十三      | (利田    | (略)       | の答            | 加           |        |      |     | 七・八 | める           | とい         | <u>]</u> | 六          | 一<br>~<br>五 | うもの   | 第十四条    | (指定      |   |
| の利用に係る料金 |                | (利用料金) | はならない。 | 利用する             | 「利用者」と    | 四条の十四         | 圧権の譲        | (略) | (略  | ると認められ   | 都市公園        | (略)    | 3    | に該当するときは、 | 指定管理者は、     | しする                                    | けなければならない | うとする者は、                                      | <b>ふの十</b> 1 | (利用の許可 | <u></u> ) | 理上的           | 各号に         |        |      |     |     | めるところにより、    | う。         | 、ゲー      | 公園施凯       |             | のとする。 | 不の四     | 管        |   |
| に併る      | Ŗ.             |        |        | る権利              | いる        | 四前            | <b>護</b> 渡及 |     | 略)  | られる      | の野          |        |      | どきは       |             | ときも                                    | ならな       | は、あら   |              | n)     |           | 必要と           | に掲げ         |        |      |     | (略) | ろによ          | )を利用       | トボ       | 設のう        | 略)          | ්     | 指定      | 理者が行     | 現 |
| 3        | る料金(以下「指定管理者は、 |        |        | 等を利用する権利を他人に譲渡し、 | いう。)      | 前条第一          | 渡及び転貸の禁止)   |     |     | るとき。     | 外劇場         |        |      | 前項        | その利         | ようとするときも同様とする。                         | 0         | かじ   | 都市公園         |        |           | の管理上必要と認めること。 | 前各号に掲げるもの   |        |      |     |     |              | 用しよ        | ール場等     | 公園施設のうち野外劇 |             |       | 定管理者    | :行う業務    |   |
| ]        | (以下「利理者は、加     |        |        | に譲渡              | は、数       | 項の許可を受けた者     | の禁止         |     |     |          | 等を掲         |        |      | の         | 用がか         | する。                                    | 許可を受けた事   | め指定  | の野外          |        |           | ح کے          | のほか         |        |      |     |     | 利用の許可を与えること。 | しようとする者に、  |          | 劇場、        |             |       | は、      | の範囲      | 行 |
| J        | 用砂             |        |        |                  | 都市公園の野外   | 町を            | π.          |     |     |          | 等を損傷するおそれ   |        |      | 許可を与えな    | 用が次の各号の     |  | 文けた       | 是管理者   | 劇            |        |           |               | ``          |        |      |     |     | 町を           | りる者に       | (以下 冨    | 野球場、       |             |       | 次に掲げ    | <u> </u> |   |
|          | 市公園の           |        |        | 又は転貸             | 園の野       | 受けた           |             |     |     |          | るおそ         |        |      | 64        | 11          |  | 事項を変更     | 者の許  | 場等を利         |        |           |               | 知事が都市       |        |      |     |     | 与える          |            | 「野外劇場等」  |            |             |       | 掲げる業務を行 |          |   |
|          | いう。野外          |        |        | 貸して              | 外劇場       | 者(以           |             |     |     |          | れがあ         |        |      | ことが       | ずれか         |  | 変更        | 可を受  | 用し、          |        |           |               | 市公園         |        |      |     |     | こと。          | 規則で定       | 場等       | テニスコ       |             |       | 務を      |          |   |

別表第三(五十鈴公園の公園施設を利用する場合) 別表第一 (第七条関係) 別表第二 体育館 備考 닙 六 一~五 五十鈴公園 大仏山公園 北勢中央公園 施設の属する公園の名称 場合 場合 園施設を利用するめる単位 園施設を利用する ージを除く。) 三重県営総合競技場の施設 五十鈴公園の公 大仏山公園の公 全部利用の場合 一 ~ 六 催物に利 る場合 用する場 その他の アスポー 種別 営利を目的として利用す (第十条、 する場合 アマチュ ツに利用 (略) (略) 区分 (略) 入場料を徴収 する場合 入場料を徴収 入場料を徴収 しない場合 しない場合 第十四条の十六関係) 別表第三に定 (略) (略) 単位 野球場 野球場 三重県営総合競技場  $\mathbb{N}$ ゲ 施設の名称 (会議室及びステ 五八 (<del>L</del>I, 別表第三に 定める金額 トボ テニスコ テニスコー 三七〇円 金額 九〇円 九九〇 六三〇 0円) 八五〇 (略) (略) ル場 九二 円 別表第二 別表第一(第七条関係) 備考 七 刊 大仏山公園 鈴鹿青少年の森 北勢中央公園 施設の属する公園の名称 イ~ハ する場合 公園施設を利用 利用する場合 森の野外劇場を 大仏山公園の 鈴鹿青少年の (第十条、 種別 ~六 (略) (略) (略) 第十四条の十六関係) (略) (略) 時間 単位 野球場 野球場 野外劇場 **|** 施設の名称 トボー

(略)

テニスコ

ル場

金額

O 八 0

(略)

テニスコ

|        |                                 |                             | 技 陸<br>場 上<br>競 |  |                        |   |                  | 別体館育館     | A STATE OF THE STA |         | -    | *************************************** |
|--------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------|--|------------------------|---|------------------|-----------|--|---------|------|---|
| アマチュ   | 合<br>用<br>す<br>る<br>る<br>場<br>利 | その他の                        | る 営利 を目         | る。同り、おおり、おおり、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | アマポチュー                 | 合<br>用<br>す<br>る<br>場<br>利  | 他                | る場合 営利を目: | する<br>場合<br>用  | アマボーユ   |      | 合                                       |
| 入場料を徴収 | する場合 徴収                         | しない場合                       | 的として利用す         | する場合 似   | しない場合                  | する場合 徴収   | しない場合            | 的として利用す   | する場合数収   | しない場合   | する場合 |   |
| 九〇〇円   | (回 三 0円)                        | ()<br>三<br>八<br>八<br>円<br>〇 | (               | 六、五八〇円<br>(八、三三〇<br>円)                                   | 二、一六〇円<br>(二、八八〇<br>円) | (二<br>二<br>八<br>二<br>八<br>八<br>八<br>八<br>八<br>八<br>八<br>八<br>円<br>八 | 五、八六〇円<br>(七、四〇〇 | (三大、五一円)  | (四、四二〇円  | (一、五四〇円 |      | 九八〇円                                    |

|         | 備考       |   |                             | 補助競    |               |                    |
|---------|----------|---|-----------------------------|--------|---------------|--------------------|
| 間は、一時   | 金額は、     | 合<br>用<br>て<br>る<br>場<br>に<br>利<br>の<br>他<br>の<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し<br>し | る場合                         | 営利を目的と | る場合           | ツに利用し              |
| 時間とする。) | 一時間(一時   | する場合<br>場科を<br>徴収<br>に<br>る場合<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の        | 科                           | として利用す | する場合          | ない場合               |
| 当たりの額とす | 時間に満たない時 | (一五、四五〇円)<br>円 五 円)   | (五<br>五<br>一<br>五<br>五<br>九 |        | (三、五八〇円<br>円) | (一)<br>三<br>三<br>三 |

픠 る。 げる金額とする。 る場合の金額は、「アマチュアスポーツ」 合の額とする。 七十八号)に規定する休日に利用する場 の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲 日に関する法律(昭和二十三年法律第百 準備又は撤去するために施設を利用す 陸上競技場と補助競技場を併せて利用 の金額は、 日曜日及び国民の祝

る場合の額とする。 する場合の金額は、 陸上競技場を利用す

미

| Management of the second of th | 館その他の者七七七 | 体育館別 児童生徒等 三九〇 | 体育館その他の者・・・・ | 児童生徒等  | 区分金額 | 1 音グオリンオイ |
|--|-----------|----------------|--------------|--------|------|-----------|
|  | 七七〇円      | OH<br>H        | 円の           | O<br>円 | 額    |           |

き一時間(一時間に満たない時間は、 時間とする。)当たりの額とする。 金額は、一競技種目一面又は一台につ 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

# 小学校就学前の者

# 미 시 小学生、中学生及び高校生並びにこ

# れらに準ずる者

| 七〇円 |             |      |
|-----|-------------|------|
|     | 高校生及びこれに準ずる | トレーニ |
| 五〇円 | その他の者       | 場[   |
|     | 児童生徒等       | 補助競技 |
| 五〇円 | その他の者       | 場    |
| 六〇円 | 児童生徒等       | 陸上競技 |
| 金額  | 区分          |      |
|     | 人利用の場合      | ハ個人  |

備考 る。 間は、 金額は、 その他の者 一時間とする。)当たりの額とす 一時間 (一時間に満たない時 五〇円

ングセン

七〇円

児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

小学校就学前の者

미 れらに準ずる者 小学生、中学生及び高校生並びにこ

中学生及び高校生並びにこれらに準ずる の者とは、小学校就学前の者、小学生 トレーニングセンターにおけるその他

| -                       |                              | 体<br>育<br>館                 | the territory | -  |    |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|---------------|--|----|
| 第一会議室                   | く。) ーツに利用する場合を除 ステージ(アマチュアスポ | 第二会議室                       | 第二会議室         | 第一会議室                                      | 区分 |
| (一<br>九<br>〇円<br>三<br>円 | (二、八五〇円)                     | 六<br>四<br>(九<br>〇<br>〇<br>円 | 九〇〇円          | 六<br>四<br>(九<br>〇<br>〇<br>円<br>〇<br>〇<br>円 | 金額 |

|   | OE)  |       |     |
|---|------|-------|-----|
|   |      | 第四会議室 |     |
|   | 九〇〇円 |       |     |
|   | 門    |       |     |
|   | (九〇〇 | 第二会議室 | ·   |
|   | 六四〇円 |       | 技場  |
|   | (四)  | 上競    | 陸上統 |
|   |      | 第二会議室 |     |
|   | 九〇〇円 |       |     |
| _ |      |       | _   |

二三重県営総合競技場の設備等

| 額とする。 | 満たない時間は     | 備考 大型映       | The state of the s | 置                | 大型映像装   |           | 割備及こ器           | で有ないます |    | 三国馬           |
|-------|-------------|--------------|--|------------------|---------|-----------|-----------------|--------|----|---------------|
| 0     | _           | 型映像装置の金額は、一時 | 以外に利用する場合  | アマチュアスポーツ        | に利用する場合 | アマチュアスポーツ | 部備及て器具一点又は一世につき |        | 区分 | 三重児営総合競技場の影情等 |
|       | 時間とする。)当たりの | 時間 (一時間に     |  | 一<br>〇<br>二<br>九 | F       | 五五〇       |                 | 九、五匹四  | 金額 |               |

# 平成27年度当初予算要求状況について

# 1 事業別総括表

(単位:千円)

| r | テスペッパかい1日が  |                 |                         | (単位:十円) |
|---|-------------|-----------------|-------------------------|---------|
|   |             | 平成26年度<br>当初予算額 | 平成27年度<br>当初予算<br>要 求 額 | 前年度比    |
| - | 般会計 計       | 79,438,201      | 82,343,709              | 103,7%  |
|   | 公共事業        | 65,144,173      | 67,090,630              | 103.0%  |
|   | 国補公共事業      | 23,329,467      | 23,565,824              | 101.0%  |
|   | 直轄事業        | 16,607,500      | 18,308,500              | 110.2%  |
|   | 県単公共事業      | 19,497,526      | 19,947,102              | 102.3%  |
|   | 建設          | 9,217,000       | 9,679,018               | 105.0%  |
|   | 維持          | 8,874,354       | 9,137,484               | 103.0%  |
|   | 調査等         | 1,406,172       | 1,130,600               | 80.4%   |
|   | 受託公共事業      | 585,614         | 562,604                 | 96.1%   |
|   | 災害復旧事業      | 5,124,066       | 4,706,600               | 91.9%   |
|   | 非公共事業       | 14,294,028      | 15,253,079              | 106.7%  |
|   | 【再掲】土木費 計   | 74,314,135      | 77,637,109              | 104.5%  |
| 特 | 別会計 計       | 12,546,093      | 13,819,723              | 110.2%  |
|   | 港湾整備事業特別会計  | 154,552         | 167,439                 | 108.3%  |
|   | 非公共事業       | 154,552         | 167,439                 | 108.3%  |
|   | 流域下水道事業特別会計 | 12,391,541      | 13,652,284              | 110.2%  |
|   | 国補公共事業      | 4,350,007       | 5,333,445               | 122.6%  |
|   | 県単公共事業      | 145,126         | 146,900                 | 101.2%  |
|   | 受託公共事業      | 10,000          | 10,000                  | 100.0%  |
|   | 非公共事業       | 7,886,408       | 8,161,939               | 103.5%  |
|   | 総計          | 91,984,294      | 96,163,432              | 104.5%  |
|   | IVG 百1      | 91,964,294      | 90,103,432              | 104.5%  |

#### 2 施策別の予算要求状況

(単位:千円)

|           | Y             |                 |                         | H-1-2 1 1 1/ |
|-----------|---------------|-----------------|-------------------------|--------------|
| 施策番号      | 施策名           | 平成26年度<br>当初予算額 | 平成27年度<br>当初予算<br>要 求 額 | 前年度比         |
| 112       | 治山・治水・海岸保全の推進 | 20,126,965      | 21,946,855              | 109.0%       |
| 351       | 道路網・港湾整備の推進   | 40,207,904      | 41,075,044              | 102.2%       |
| 353       | 快適な住まいまちづくり   | 3,816,208       | 3,519,947               | 92.2%        |
| 行政運営<br>8 | 公共事業推進の支援     | 4,744,447       | 5,417,900               | 114.2%       |
| その        | 他(他部局主担当分など)  | 23,088,770      | 24,203,686              | 104.8%       |
|           | 総計            | 91,984,294      | 96,163,432              | 104.5%       |

### 3 選択・集中プログラムの予算要求状況

(単位:千円)

| プロ          | コジェクト名(主担当部局)                       | 平成26年度<br>当初予算額 | 平成27年度<br>当初予算<br>要 求 額 | 前年度比   |
|-------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------------|--------|
| 緊急課題<br>解決1 | 命を守る緊急減災プロジェクト<br>(主担当部局:防災対策部)     | 7,615,275       | 8,261,552               | 108.5% |
| 緊急課題<br>解決2 | 命と地域を支える道づくりプロジェクト<br>(主担当部局:県土整備部) | 14,962,861      | 14,312,284              | 95.7%  |
|             | 計                                   | 22,578,136      | 22,573,836              | 100.0% |

<sup>※</sup> 表中の数値は、県土整備部が所管する選択・集中プログラム事業に係る額を記載しています。

# 平成27年度当初予算要求状況等資料(2)

平成27年度当初予算要求状況 「みえ県民力ビジョン・行動計画」取組概要

提出資料(県土整備部分抜粋)

平成26年12月

#### 平成27年度当初予算 施策 取組概要

1 1 2 治山・治水・海岸保全の 推進

(主担当部局:県土整備部)

11201 洪水防止対策の推進(県土整備部)11202 土砂災害対策の推進(県土整備部)11203 海岸保全対策の推進(県土整備部)11204 治山対策の推進(農林水産部)

#### 果まの皆さんとあるすぎ

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情を ふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組 が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

#### | 平成 27 年度末での到達目標 - \*\*

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた 市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·          |  |   |          |                  |      |                              |  |  |  |
|--|--|---|----------|------------------|------|------------------------------|--|--|--|
| 目標項目   | 23 年度)<br><br>現状值  |   | 目標值      | 26<br>目標値<br>実績値 | 目標達成 | 27年度<br>27年度<br>21日標値<br>実績値 |  |  |  |
| 自然災害への<br>対策が講じら                               |  | 234,300 戸 235,000 戸 236,100 戸 237,100 戸 |          |                  |      |                              |  |  |  |
| れている人家<br>数                                    | 233,200 戸  | 234,200 戸                               | 235,000戸 |                  |      |                              |  |  |  |
|  | ・・・・目標項目の説明と平成.27年度目標値の考え方、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |   |          |                  |      |                              |  |  |  |
| 目標項目<br>の説明                                    | 河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数                                    |   |          |                  |      |                              |  |  |  |
| 27 年度目標<br>値の考え方<br>(みえ県民力ビ<br>ジョン記載内容<br>を転記) | 過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成 27 年度末までに 4,900 戸増加することをめざして目標値を設定しました。 |   |          |                  |      |                              |  |  |  |

| : 活動指標 : . |        |           |                |                |   |              |              |
|------------|--------|-----------|----------------|----------------|---|--------------|--------------|
| 主人工        | . 日標項目 | 23年度      | . 24 年度<br>日華荷 | 25 年度 。<br>日連信 | 26.<br>白护庙                              | 手度<br>日海海部   | 27年度。        |
|            |        | 現状値       |                | - 美福值          | · 集結値 :                                 | <b>上</b> 探蒙。 | 1000<br> 実験値 |
| 11201 洪水防  |        |           | 463.6km        | 463.9km        | 464.1km                                 |              | 464.3km      |
| 止対策の推進     | 河川整備延長 | 463.4km   | 463.6km        | 463.9km        |   |              |              |
| (県土整備部)    |        | 403.48111 | 403.06111      | 405.98111      | *************************************** |              |              |

|                   | 》(目戻項目)<br>1.30 |          | - 24 年度<br>- 目標値<br>- 実績値 | THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T |         | 目標達成 | 27 年度<br>11標値<br>実績値 |
|-------------------|-----------------|----------|---------------------------|--|---------|------|----------------------|
| 11202 土砂災         |                 |          | 17,940戸                   | 18,040戸  | 18,200戸 |      | 18,260戸              |
| 害対策の推進 (県土整備部)    | 土砂災害保全戸数        | 17,843 芦 | 17,964戸                   | 18,100戸  |         |      |                      |
| 11203 海岸保         |                 |          | 285.3km                   | 286.3km  | 288,0km |      | 288.4km              |
| 全対策の推進<br>(県土整備部) | 海岸整備延長          | 284.2km  | 285.6km                   | 287.7km  |         |      |                      |
| 11204 治山対         |                 |          | 1,521                     | 1,537  | 1,554   |      | 1,571                |
| 策の推進              | 山地災害保全集         |          | 集落                        | 集落   | 集落      |      | 集落                   |
| (農林水産部)           | 落数              | 1,504    | 1,519                     | 1,537  |         |      |                      |
|                   |                 | 集落       | 集落                        | 集落   |         |      |                      |

#### 進歩状況(現状と課題)

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の再度災害を防止するため、河道断面の拡大等を行う改良復旧や平成25年の台風第18号により被災した施設の早期復旧に取り組んでいます。引き続き、改良復旧の早期完成に向けた取組を進めるとともに、平成25年の台風第18号および平成26年の台風第11号により、被災した施設の早期復旧が必要です。
- ②河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら推進しています。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、洪水被害の軽減を図るため、継続した事業の推進が必要です。また、加茂川水系の治水安全度の早期向上を図るため、ダム検証で国から「継続」が認められた鳥羽河内ダム建設事業を着実に推進する必要があります。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱 箇所 183 箇所のうち 24 箇所で補強対策を進めています。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所 のうち 50 箇所で補強対策を進め、当初の計画を 1 年前倒しして平成 26 年度中に対策を完了します。 また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部の海抜ゼロメ ートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を 進めています。引き続き、河川・海岸堤防の脆弱箇所の補強対策を計画的に進めるとともに、河川・ 海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を推進することが必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検に基づく必要な箇所の緊急修繕を平成 26 年度中に 完了します。ダムや河川の大型水門等については長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新に取り 組んでおり、継続的に取り組むことが必要です。
- ⑤風水害に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進することはもとより、風水 害に対する市町の警戒避難体制を強化するためのソフト対策を推進しています。整備の必要な箇所 がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を推進するとともに、ソフト対策の推進が必 要です。特に土砂災害については、平成26年8月豪雨による広島市での大規模な災害など激化する自 然災害への対応として、市町の行う警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害警戒区域の指定を進 めています。全国の水準と比べて区域指定の進捗が遅れていることから、警戒避難体制の整備の支援強 化に向けて指定を推進するなど、土砂災害から被害を防止・軽減するためのさらなる推進が必要です。

- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の老朽化が進んでいることから、機能診断・耐震診断調査を実施しており、この調査の結果、早急に整備の必要な施設があることが判明しています。引き続き、機能診断・耐震診断調査を進め、計画的に対策を講じる必要があります。また、平成25年の台風第18号により被災した施設について、今年度中の事業完了をめざし、市町等と連携して復旧に取り組んでいます。今後、平成26年の台風第11号により被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑦平成 25 年の台風第 18 号による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めています。引き続き 取組を推進するとともに、平成 26 年の台風第 11 号による山地災害の早期復旧が必要です。
- ⑧人家に近い場所での土砂災害の発生が懸念されることから、山地災害危険地区の着手率を向上させる必要があります。

#### 『平成 27 年度の取組方向

#### 県土整備部

- ①平成 25 年の台風第 18 号および平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設の早期復旧や、再度災害に備えた治水対策を進めます。また、被災箇所に隣接する箇所の補強対策を進めます。
- ②河川堆積土砂については、「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら、引き続き堆積土砂の撤去を推進するとともに、砂利採取を活用した土砂撤去の促進を図ります。

また、鳥羽河内ダム建設事業については、工事着手に向け、必要な調査・設計を進めます。

- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川・海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所等の計画的な補強・補修を行います。なお、海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部の海抜ゼロメートル地帯においても、引き続き、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めます。
- ④砂防設備等の長寿命化計画の策定に取り組むとともに、ダムや河川の大型水門等について、長寿命 化計画に基づき計画的な修繕・更新を進めます。
- ⑤河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、風水害に対する市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援するため、きめ細かで分かりやすい情報の確実な提供を図ります。特に土砂災害については、激化する自然災害への対応として、警戒区域の指定の推進に向け、土砂災害危険箇所(16,208箇所)における基礎調査の完了年度を従来の目標から5年間前倒しして平成31年度完了とするため、基礎調査を加速するなど、必要な対策を充実させます。

#### 農林水産部

- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、機能診断・耐震診断調査を推進し、計画的な補強 や耐震対策を行います。また、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設について、市町等と連 携して復旧に取り組みます。
- ⑦平成25年の台風第第18号および平成26年の台風第11号による山地災害の復旧や保安林内の森林 整備等を進めます。
- ⑧近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の未着手箇所で 治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。

#### 主体事業

#### 県土整備部

① 河川改修事業【基本事業名:11201 洪水防止対策の推進】

予算額 : (26) 2, 958, 650千円 → (27) 3, 041, 800千円

事業概要:洪水や地震、津波等による自然災害から生命や財産を守るため、河川堤防の整備や水門の

耐震対策等を行います。

② 河川堆積土砂対策事業【基本事業名:11201 洪水防止対策の推進】

予算額 : (26) 720,000千円 → (27) 720,000千円

事業概要:河川における洪水時の流下能力を確保するため、堆積土砂の撤去を行います。

なお、堆積土砂の撤去にあたっては、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を 市町と共有しながら実施していきます。このほか、砂利採取を活用した土砂撤去の促進を

図っていきます。

③ 砂防事業【基本事業名:11202 土砂災害対策の推進】

予算額 : (26) 3, 615, 080千円 → (27) 3, 963, 690千円

事業概要:土石流等による土砂災害から生命や財産を守るため、砂防堰堤や擁壁等、土砂災害防止施

設の整備を行うとともに、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、市町が行

う警戒避難体制の整備促進に向けて、土砂災害警戒区域の指定を推進します。

④ 海岸事業 【基本事業名:11203 海岸保全対策の推進】

予算額 : (26) 2, 780, 300千円 → (27) 2, 877, 800千円

事業概要:高潮、波浪、津波等による災害から生命や財産を守るため、堤防等の海岸保全施設の整備

を行うとともに、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進め

ます。

#### 農林水産部

⑤ 基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 【基本事業名:11201 洪水防止対策の推進】

予算額 : (26) 972, 963千円 → (27) 1, 275, 030千円

事業概要:局地的な集中豪雨等の災害から生命や財産を守るため、排水機場等の整備を行います。

⑥ 治山事業【基本事業名:11204 治山対策の推進】

予算額 : (26) 2、109、491千円 → (27) 1,798,116千円

事業概要:山地災害の復旧、山地災害危険地対策による山地災害の未然防止や良質な水の安定供給な

ど県民生活の安全を確保するため、治山施設整備を進めるとともに水源地域などの保安林

機能を向上させるための森林整備を行います。

#### 平成27年度当初予算 施策 取組概要

#### 351 道路網・港湾整備の推進

| 35101 道路ネットワークの形成 (県土整備部) (東土整備部) (東土整備部) 35102 適切な道路の維持管理 (県土整備部) 35103 四日市港の機能充実 (雇用経済部) 35104 県管理港湾の機能充実 (県土整備部)

#### 県民の皆さんとめさす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

#### 平成27年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

| 果民   | <b>旨標</b>                    |                         |                     |                  |                  |                     |  |  |  |
|--|------------------------------|-------------------------|---------------------|------------------|------------------|---------------------|--|--|--|
| 目標項目   | 23 年度<br>現状値                 | 24.年度<br>目標値<br>実績値     | 25 年度<br>日標値<br>実績値 | 26<br>目標値<br>実績値 | 年度<br>目標達成<br>状況 | 27 年度<br>目標値<br>実績値 |  |  |  |
| 県民生活の利<br>便性の向上や<br>地域の経済活                     |                              | 15.3km                  | 60.6km              | 80.9km           |                  | 94.9km              |  |  |  |
| 動等を支援す<br>る道路の新規<br>供用等                        | 0.3km                        | 21.3km                  | 72.5km              |                  |                  |                     |  |  |  |
|  | ∄                            | 1 目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方 |                     |                  |                  |                     |  |  |  |
| 目標項目<br>の説明                                    | 高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長 |                         |                     |                  |                  |                     |  |  |  |
| 27 年度目標<br>値の考え方<br>(みえ県民カビ<br>ジョン記載内容<br>を転記) |                              | 見格幹線道路およ<br>年度までに 94.9  |                     |                  |                  |                     |  |  |  |

| 活動指標               |               |             |        |                          |        |                       |        |
|--------------------|---------------|-------------|--------|--------------------------|--------|-----------------------|--------|
| 基本事業               | 自標項目。         | SERVICE AND | - 国標値  | 25 年度。<br>2 目標値<br>3 実績値 | 目標値    | 年度<br>- 目標達成<br>- 一块況 |        |
| 35101 道路ネ          | 県内の幹線道路       |             | 10.3km | 40.6km                   | 52.9km |                       | 59.9km |
| ットワークの形成(県土整備部)    | の新規供用延長       |             | 10.3km | 42.4km                   | · •    |                       |        |
| 35102 適切な          | 舗装の維持管理       |             | 5.0 以上 | 5.0 以上                   | 5.0 以上 |                       | 5.0 以上 |
| 道路の維持管理<br>(県土整備部) | 舗装の維持管理<br>指数 | 5.3         | 5.3    | 5.3                      |        |                       |        |

|           |         | 28.年度。    | 24年度       | 225 (包)    | 26         | <b>菲度</b>                                       | 2月年度       |
|-----------|---------|-----------|------------|------------|------------|---|------------|
| 基本事業      | 目標項目    | 現狀循       | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 目標達成。<br>状況                                     | 目標値<br>実績値 |
| 35103 四日市 | 四日市港におけ |           | 20万TEU     | 22万 TEU    | 24 万 TEU   | Military 22 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 26万TEU     |
| 港の機能充実(雇  | る外貿コンテナ | 17 75 TCU | 18.3 万     | 19.4 万     |            |   |            |
| 用経済部)     | 貨物の取扱量  | 17万 TEU   | TEU        | TEU        |            |   |            |
| 35104 県管理 |         |           | 1,503 万    | 1,503万     | 1,503.万    |   | 1,503万     |
| 港湾の機能充実   |         |           | トン         | トン         | トン・        |   | トン         |
| (県土整備部)   | 県管理港湾の入 |           | (23 年度)    | (24年度)     | (25 年度)    |   | (26 年度)    |
|           | 港船舶総トン数 | 1,503万    | 1,475万     | 1,475 万    |            | ,   |            |
|           |         | トン        | トン         | , トン       |            |   |            |
| ·         |         | (22 年度)   | (23 年度)    | (24年度)     |            |   | / ·        |

#### 進捗状況(現状と課題)

①平成 26 年4月に熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約 6.7km が熊野道路として新規事業化され、紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け前進しました。また、松阪多気バイパス(松阪市上川町)約 0.8km を平成 28 年度、東海環状自動車道(大安IC〜東員IC)約 6.1km および中勢バイパス(鈴鹿市御薗町〜津市河芸町三行)約 2.9kmを平成30年度開通予定とすることなどが、平成26年4月に国から新たに公表されました。

引き続き、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図る必要があります。

②四日市湯の山道路の高角ICから県道四日市菰野大安線(通称:ミルクロード)約4.4km が平成26年5月24日に供用開始したことで、四日市市街地と菰野町を結ぶ新たなネットワークが形成され、現道交通の減少による渋滞の緩和、移動時間の短縮が図られました。

引き続き、道半ばにある道路網の現状に対し、道路利用者が安全・安心に通行でき、県内外との交流・ 連携に資するとともに、大規模災害等に備えた道路整備等をさらに推進する必要があります。

③老朽化する道路施設を適正に維持管理するために長寿命化修繕計画等に基づく道路施設の修繕、橋梁やトンネル等の点検を推進しています。また、円滑な道路管理を促進し、道路インフラの予防保全・維持管理の体制強化を図るための「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を今年度これまで2回開催し、技術基準の共有や市町への支援などを進めています。

道路利用者への海抜情報の提供により津波被害を軽減するため、市町との調整のもと、県管理道路への海抜表示シートの設置を進めています。

平成 24 年度に実施した通学路の合同点検の結果を踏まえ、防護柵やラバーポールなどの簡易対策を早期に実施するなど、通学児童の安全確保に向けた取組を計画的に進めています。また、通学路安全確保のための基本的方針(「通学路交通安全プログラム」)の策定に向けて、市町に説明会を開催するなど、関係機関と調整を図っています。

引き続き、道路施設の適正な維持管理に向けた取組を推進していく必要があります。

④四日市港においては、港湾利用を促進するため、臨港道路霞4号幹線において、天力須賀工業団地地先、 川越緑地公園内の橋梁工事を進めています。また、大規模地震時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施する ため 15 号岸壁の耐震強化整備工事を進めているほか、背後の市街地を防護するための海岸保全施設の 耐震化等に取り組んでいます。さらに、四日市港の現況と役割等を広くPRし、利用率を高めるため、 利用促進協議会による四日市港セミナーや説明会等を各地で開催しました。

今後とも、背後圏産業の国際競争力強化を物流面から支えるため、臨港道路等施設の早期整備や、国内外の企業に対する一層のポートセールスが必要です。

⑤県管理港湾においては、港湾利用に支障が生じないように、港湾施設が求められる機能を確保するとと もに、港湾利用者や地域住民の安全・安心を向上させるために、津松阪港(大口地区)などにおいて、 老朽化した港湾施設の補修工事を進めています。また、長島港の江ノ浦大橋において、耐震対策工事に 着手しました。

引き続き、老朽化した施設の早期の補修工事や臨港道路の橋梁の耐震対策工事を実施する必要があります。

#### 

#### 県土整備部

- ①大規模災害や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、さらに平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)等の整備促進を図ります。新名神高速道路(四日市JCT~四日市北JCT)および東海環状自動車道(四日市北JCT~東員IC)については、平成27年度中の確実な完成に向け整備促進を図ります。また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路(II期)、新宮紀宝道路および熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称)~紀宝IC(仮称))の早期事業化に向けた取組を推進します。
- ②高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路の計画的な整備を推進します。特に国道 260 号木谷拡幅、国道 368 号大内拡幅(金坪交差点~菖蒲池交差点)、 県道平野亀山線等の平成 27 年度内の完成に向けた整備を推進します。また、緊急輸送道路整備(橋梁耐震対策も含む)を、重点的かつ効率的に推進します。
- ③舗装面の路面性状調査を活用しながら舗装補修を計画的に実施し、通行時の安全性・快適性の確保を図ります。また、道路施設が将来にわたって機能を充分発揮するように、長寿命化修繕計画等に基づく計画的な修繕を推進します。さらに、平成25年度および26年度に実施した道路施設の点検により、修繕が必要と判断された施設について対策を実施します。加えて、道路利用者や第三者への被害を未然に防止するため、引き続き各種道路施設の点検を推進していきます。

すべての道路管理者が参加した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」において、道路管理者間の 意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力を図り、道路インフラの予防保全・ 維持管理体制の強化を推進します。

通学路の安全確保に向けて、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく危険箇所対策のほか、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策にも取り組んでいきます。

④県管理港湾について、港湾施設が求められる機能を確保し、安全・安心を向上させるために、必要な箇所の老朽化対策を引き続き実施していきます。また、臨港道路の橋梁について、物資輸送などの災害復興活動等に利用できるよう、橋梁の耐震対策を引き続き実施していきます。

#### 雇用経済部

⑤四日市港については、引き続き、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて整備促進を図るとともに海岸保全施設の耐震補強等を引き続き推進します。また、四日市港のさらなる利用促進を図るため国内外の企業に対しポートセールスを実施します。

#### 県土整備部

①直轄道路事業負担金【基本事業名:35101 道路ネットワークの形成】

予算額: (26) 12,800,000千円 → (27) 12,800,000千円

事業概要:国が行う道路事業に対して負担金を支出することにより、県内の幹線道路網の形成を促進

します。

②道路改築事業 【基本事業名:35101 道路ネットワークの形成】

予算額: (26) 14, 930, 419千円 → (27) 15, 015, 987千円

事業概要:地域高規格道路や幹線道路にアクセスする道路の整備に取り組み、県民生活の利便性、安

全性の向上に寄与する道路ネットワークの構築を進めます。

③道路維持修繕事業【基本事業名:35102 適切な道路の維持管理】

予算額: (26) 7, 124, 761千円 → (27) 7, 398, 668千円

事業概要:道路施設の緊急点検の結果、対策が必要と判断された施設について修繕を行います。併せ

て、予防保全が必要な施設の長寿命化計画の策定を進め、計画的な補修、補強に取り組みま

④港湾改修事業 【基本事業名:35104 県管理港湾の機能充実】

予算額:(26) 377,100千円 → (27)

399,900千円

事業概要:港湾利用者に支障が生じないように、港湾施設に求められる機能を確保するとともに、港

湾利用者や地域住民の安全・安心を向上させるために、港湾施設の老朽化対策や耐震対策等

を実施します。

#### 雇用経済部

⑤四日市港振興事業【基本事業名:35103 四日市港の機能充実】

予算額: (26)

1,903,492千円 → (27) 1,801,219千円

事業概要:四日市港管理組合が行う岸壁の改良、護岸の改修および臨港道路の整備等の事業に対して

負担金を支出することにより、背後圏産業を物流面から支える港づくりを促進します。

#### 平成27年度当初予算 施策 取組概要

353 快適な住まいまちづくり

35301 快適なまちづくりの推進

(県土整備部)

35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(健康福祉部)

(主担当部局:県土整備部) 35303 快適な住まいづくりの推進

(県土整備部)

35304 適法な建築物の確保

(県土整備部)

35305 参画と協働による景観まちづくりの推進

(県土整備部)

#### 県民の書きんとめきする。

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)の構築が進むとともに、 都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりの ことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

#### 平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

| 県民   | <b>首標</b>          |            |              |                                   |                      |                           |
|--|--------------------|------------|--------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------------|
|  | 23 年度              | 24 年度。     | 25.年度        | What is the state of the state of | 年度                   | AGE STATE OF THE STATE OF |
| 目標項目   | 現状値。               | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>- 実績値 | 目標値<br>実績値                        | 目標達成<br>状況           | 目標値<br>実績値                |
| コンパクトな<br>まちづくりが<br>進められてい                     |                    | 3区域        | 6区域          | 9区域                               |                      | 9区域                       |
| る都市計画区域の数                                      | 1区域                | 5区域        | 8区域          |                                   |                      |                           |
|  |                    | 票項目の説明と    | 平成27年度国      | 標値の考え方                            |                      |                           |
| 目標項目<br>の説明                                    |                    |            |              |                                   | る土地利用を促送<br>水市計画区域の数 |                           |
| 27 年度目標<br>値の考え方<br>(みえ県民力ビ<br>ジョン記載内容<br>を転記) | 改定した三重県<br>利用を促進する |            |              |                                   | 画基礎調査の結果<br>いました。    | 具により、土地                   |

| 活動指標。            |                | 0.2 年 6 | の生産が  | 25.连度。   | )            | 年 使 2000 1000  | 0 - 1-1-2 A |
|------------------|----------------|---------|-------|--|--------------|--|-------------|
| 基本事業             | 目標項目           | 現状値     | -     | CANAL PROPERTY OF THE PROPERTY | ・ 目標値<br>実気値 | + 反<br>■ 目標達成<br>状況  | 2           |
| 35301 快適な        | 鉄道と道路との        |         | 73.9% | 85.1%  | 92.1%        | e di mining di propositione di | 100%        |
| まちづくりの推進 (県土整備部) | 立体交差化を行う事業の進捗率 | 63.9%   | 77.3% | 85.0%  |              |  |             |

| 基本事業                     | <b>2</b> / 国標項目                     | 28 年度<br>現状値 | 24.年度<br>目標値<br>実績値 | 25 年度<br>目標値<br>実績値 | 20-20-1-10-7-11-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12- | 主度<br>目標達成<br>状況 | ADMINISTRUMED PROGRAMMA CONCRETION |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------|---------------------|---------------------|--|------------------|------------------------------------|
| 35302 ユニバ<br>ーサルデザイン     | 商業施設等でバ<br>リアフリー化さ<br>れた施設数(累<br>計) |              | 2,317<br>施設         | 2,485<br>施設         | 2,660<br>施設  |                  | 2,845 施設                           |
| のまちづくりの<br>推進(健康福祉<br>部) |                                     | 2,170<br>施設  | 2,303<br>施設         | 2,444<br>施設         |  |                  |                                    |
| 35303 快適な<br>住まいづくりの     | 新築住宅における認定長期係自                      | 1/.          | 26.2%               | 26.8%               | 27.4%  |                  | 28.0%                              |
| 推進(県土整備部)                | る認定長期優良<br>住宅の割合                    | 25.7%        | 24.0%               | 24.5%               |  |                  | , ( )                              |
| 35304 適法な.               | 特殊建築物等の                             |              | .55.0%              | 56.5%               | 58.0%  |                  | 59.5%                              |
| 建築物の確保<br>(県土整備部)        | 維持保全適合率                             | 50.1%        | 53.9%               | 56.8%               |  |                  |                                    |
| 35305 参画と 協働による景観        | 市町、県が制定<br>した景観に関す                  |              | 31件                 | 32 件                | 33件  | ,                | 34 件                               |
| まちづくりの推進 (県土整備部)         | る条例等の件数 (累計)                        | 30 件         | 31件                 | 32 件                |  |                  |                                    |

#### 進歩状況(現状と課題)

- ①集約型都市構造の形成や、地震・津波に強い都市づくりに向け、都市計画制度による土地利用の規制や 誘導に取り組むほか、「三重県地震・津波対策都市計画指針(仮称)」の策定を市町等とともに進めてい ます。また、鉄道と道路の立体交差や市街地整備等、都市基盤の整備を実施しています。
- ②駅舎等のバリアフリー化を支援するとともに、条例に基づき適合証を交付するなど商業施設等のバリア フリー化を推進していますが、ここ数年、民間における施設整備が伸び悩んでいる傾向にあります。
- ③長期優良住宅の普及を促進するとともに、住宅確保要配慮者への居住支援や被災者住宅支援体制の構築をはじめとする住宅セーフティネットの充実に向けた取組を一層進めていく必要があります。
- ④特殊建築物の定期報告の報告率及び維持保全適合率の向上を図るため、消防部局と連携し、防災査察等の強化を図っています。また、新築等の建築物における完了検査率等の向上が課題となっています。
- ⑤景観づくりに取り組む市町との情報共有・連携により広域的な視点での景観づくりを進めていますが、 さらに、地域主体の景観づくりへの支援や、良好な屋外広告物の設置に向けた取組が求められています。

#### MP京272日度のIVはあず日本。

#### 県土整備部

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成や、地震・津波等大規模な自然災害に強い都市 づくりに向け、都市計画マスタープラン改定のための基本方針の策定や都市計画基礎調査に着手します。 また、引き続き、鉄道と道路の立体交差化や市街地整備等、都市基盤の計画的な整備を進めます。
- ②住生活基本計画の推進に向け、長期優良住宅の普及や住宅セーフティネットの確保等に取り組みます。特に災害時住宅支援については、市町及び関係団体も含めた体制づくりの充実を図ります。
- ③特殊建築物の定期報告の未報告者及び完了検査の未受検者に対し、引き続き粘り強い指導等を継続する ことにより、安全で安心な建築物の確保に努めます。
- ④今後も、景観づくりに取り組む市町への支援、良好な屋外広告物の設置に向けた取組など、地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向けた取組を進めます。

#### 健康福祉部

⑤交通事業者が行う駅舎等のパリアフリー化を支援するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりに向け、施設整備等を担う人たちへの啓発を行い、施設等のバリアフリー化を推進します。

#### 県土整備部

①(一部新)都市計画策定事業 [基本事業名:35301 快適なまちづくりの推進]

予算額: (26) 8, 715千円 → (27) 31, 847千円

事業概要:集約型都市構造の形成や、地震・津波等大規模な自然災害に強い都市づくりに向け、都市

計画マスタープラン改定のための基本方針の策定や都市計画基礎調査に着手します。

②街路事業 【基本事業名:35301 快適なまちづくりの推進】

予算額: (26) 2, 041, 284千円 → (27) 1, 698, 894千円

事業概要:鉄道との立体交差化、緊急輸送道路の整備、無電柱化などにより、都市内交通の円滑化や

防災機能の強化等を図ります。

③三重県居住支援連絡協議会事業【基本事業名:35303 快適な住まいづくりの推進】

予算額: (26) 2, 753千円 → (27) 3, 852千円

事業概要:三重県あんしん賃貸住宅事業として、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の

登録件数の拡大を図るなど、高齢者等の居住の安定確保につながる事業を実施します。

④公営住宅管理事業【基本事業名:35303 快適な住まいづくりの推進】

予算額: (26) 627, 348千円 → (27) 665, 813千円

事業概要:住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で県営住宅を提供するとともに、県営住宅の適正

な維持管理を行います。

⑤建築基準法施行事業【基本事業名:35304 適法な建築物の確保】

予算額: (26) 19, 224千円 → (27) 16, 644千円

事業概要:安全安心な建築物の確保に向け、建築基準法の規定が遵守されるよう指導等を行うととも

に、多数の人が利用する既存特殊建築物の適正な維持保全のため、指導・助言を行います。

⑥美しい景観づくり推進事業【基本事業名:35305 参画と恊働による景観まちづぐりの推進】

予算額: (26) 3, 022千円 → (27) 2, 251千円

事業概要:「三重県景観計画」に基づき、良好な景観づくりに向けた市町の取組の支援や普及啓発等

に取り組むとともに、周辺景観と調和した建築物等への誘導を行います。

#### 健康福祉部

. ⑦UDのまちづくり整備推進事業 【基本事業名:35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進】

予算額:(26) 689千円 → (27) 644千円

事業概要:「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の理念を啓発することにより、施

設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化を推進します。

⑧地域公共交通バリア解消促進事業 [基本事業名:35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進]

予算額:(26) 108, 223千円 → (27) 65, 360千円

事業概要:公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う

駅舎のバリアフリー化や路線バス事業者が行うノンステップバスの導入に対する支援を行います。

#### 平成27年度当初予算 選択・集中プログラム 取組概要

#### 緊急課題解決 2 命と地域を支える道づくりプロジェクト(主担当部局:県土整備部)

#### STRAFFILMES

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の 自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光 など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

| <b>・</b> プロジェカト                    | の数値目標                                   |   | ,          |            |        |            |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------|---|---|------------|------------|--------|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 目標項目                               | 28年度                                    | - 24 年度   | 25 年度      | 26         |        | 27.年度      |  |  |  |  |  |  |  |
| 日信用日                               | 現状値                                     |   | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 |        | 目標値<br>実績値 |  |  |  |  |  |  |  |
| 命と地域を支<br>える道の供用                   |   | 86.8km  | 129.7km    | 141.7km    |        | 147.8km    |  |  |  |  |  |  |  |
| 延長                                 | 74.6km                                  | 86.8km  | 128.0km    |            |        | ·          |  |  |  |  |  |  |  |
|                                    | i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e | 標項目の説明と   | 平成 27 年度   | 目標値の考え方    |        |            |  |  |  |  |  |  |  |
| ・ 目標項目<br>の説明                      | 県内の高規格                                  | 幹線道路や主要   | な直轄国道、地    | 域高規格道路、    | アクセス道路 | の供用延長      |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 年度目標 値の考え方 (みえ県民力 ビジョン記載 内容を転記) | を勘案し、現                                  | 公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通し<br>一勘案し、現状 63.1km の供用延長を平成 27 年度までに 84.7km 延伸することを目標<br>可として設定しました。 |            |            |        |            |  |  |  |  |  |  |  |

| 実践取組の目標            |         |  |                    |                     |                                      | And Annual Control    |                       |
|--------------------|---------|--|--------------------|---------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 。実践取組              | 実践取組の目標 | State of the State | 24年度<br>目標値<br>実績値 | 25 年度<br>目標値<br>実績値 | NEXT AND DESCRIPTION OF THE PARTY OF | 年度<br>- 目標達成。<br>- 扶況 | 27 年度<br>日標値<br>- 実績値 |
| 1 「命を支え<br>る道づくりに向 | 命を支える道の |  | 55.5km             | 86.8km              | 88.6km                               |                       | 88.6km                |
| けた課題」を解<br>決するために  | 供用延長    | 43.3km   | 55.5km             | 87.3km              |                                      |                       |                       |
| 2 「地域を支<br>える道づくりに | 地域を支える道 |  | 31.3km             | 42.9km              | 53.1km                               | ,                     | 59.2km                |
| 向けた課題」を解決するために     | の供用延長   | 31.3km   | 31.3km             | 40.7km              |                                      |                       |                       |

#### 進捗:犬児(現状と課題)

① 新名神高速道路については、平成30年度の全線供用に向け、用地取得率が約95%、工事発注率が約90%となるなど、順調に事業が進捗しています。東海環状自動車道については、県も本年度から国等と連携して北勢ICから岐阜県境間の用地取得を開始しました。また、大安ICから東員IC間の約6.1kmを平成30年度開通予定とすることなどが、平成26年4月に国から新たに公表されたところです。大安IC以北の開通時期についても公表されるよう、国に働きかけています。

北勢バイパスおよび中勢バイパスの事業化区間については、今年度内の一部供用に向け順調に工事が進捗しています。一方、北勢バイパスの未事業化区間については、早期事業化に向け、市町と連携し、国などに必要性を訴えかけています。また、中勢パイパスについては、鈴鹿市御薗町から津市河芸町三行間約2.9kmを平成30年度開通予定とすることなどが、平成26年4月に国から新たに公表されました。さらに、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)については、今年度からの橋梁下部工事の着手に向け準備が進められています。

四日市湯の山道路については、高角ICから県道四日市菰野大安線(通称:ミルクロード)間約4.4km を平成26年5月24日に供用開始し、四日市市街地と菰野町を結ぶ新たなネットワークが形成され、 現道交通の減少による渋滞の緩和、移動時間の短縮が図られました。

- ② 鈴鹿亀山道路については、環境影響評価法に基づく配慮書について、道路事業では全国初となる大臣意見聴取を開始する予定です。名神名阪連絡道路については、国土交通省近畿地方整備局、中部地方整備局、滋賀県および三重県による担当者会議を8月に開催するなど、事業化に向けた調整を進めています。
- ③ 近畿自動車道紀勢線については、平成24年度に新規事業化された熊野尾鷲道路(II期)の、今年度からの本線工事着手に向けた準備が進められています。また、平成25年度に新規事業化された新宮紀宝道路については、7月に地元に対する説明会が開催され、初めてルートが示されました。今後、地元の意見を聞きながら設計が進められます。平成26年度は、熊野道路が新規事業化され、8月末には、地質調査や測量などの現地調査に入るための地元説明会が開催されました。近畿自動車道紀勢線の早期全線事業化に向けた地元の機運醸成のため、高速道路を活用した地域活性化策について、地域住民が中心となった検討会が行われました。
- ④ 残された課題として、県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測される中、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。 さらに、平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内外から

さらに、平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るための道路整備が求められています。このため、高規格幹線道路、直轄国道のうち、現在、開催までの供用が公表されている路線については確実な完成を、未公表路線については開催までの供用の公表と確実な完成を国などに強く働きかけています。加えて、各競技会場の周辺道路の状況を把握したうえで、県管理道路について整備箇所の検討を進めています。

#### 

- ① 大規模災害や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)等の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路の整備を推進します。特に、プロジェクトの目標値達成を目指し、新名神高速道路(四日市JCT~四日市北JCT)および東海環状自動車道(四日市北JCT~東員IC)の平成27年度中の確実な完成に向け、整備促進を図るとともに、関連する県管理道路等の整備を推進します。また、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。
- ② 新たな道路網の構築に向け、鈴鹿亀山道路や名神名阪連絡道路等をはじめとする地域高規格道路等の調査・検討などを進めます。
- ③ 近畿自動車道紀勢線について、平成25年度に全線開通した紀勢自動車道や熊野尾鷲道路のさまざまな整備効果が現れている中、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、熊野尾鷲道路(II期)、新宮紀宝道路および熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称))〜紀宝IC(仮称))の早期事業化を国等に一層強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク解消に向けた取組を進めます。
- ④ 平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るため、引き続き国などに対し、高規格幹線道路および直轄国道の整備について強く働きかけるとともに、地方にとって必要な道路整備を計画的に進めていくため、関係府県や市町等と連携して道路の必要性を訴えていきます。

#### •

①命を支える道づくり事業

予算額: (26) 2, 073, 334千円 → (27) 1, 535, 000千円

事業概要:県民の命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路の整備を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

#### ②地域を支える道づくり事業

予算額: (26) 12, 889, 527千円 → (27) 12, 777, 284千円

事業概要:集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に 資する幹線道路の整備を進めます。

#### 平成27年度当初予算 行政運営の取組 取組概要

行政運営8 公共事業推進の支援

40801 公共事業の適正な執行・管理

(県土整備部)

40802 公共事業を推進するための体制づくり(県土整備部)

(主担当部局:県土整備部)

#### あさす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

#### 平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効 活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注でき るような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

| ,真民  | ·<br>旨標。 |            |            |                      |             | And the second s |
|--|----------|------------|------------|----------------------|-------------|--|
| 目標項目   | 23年度     | 24年度       |            | 26<br>= ₩/E          |             | 27.年度  |
|  | 現状値      | 目標値<br>実績値 | 目標値<br>実績値 | 日标但<br>実績値           | ・目標達成状<br>況 | 目標値<br>実績値   |
| 公共事業への   |          | 95.0%      | 95.5%      | 96.2%                |             | 96.3%  |
| 信頼度  | 94.6%    | 97.3%      | 97.5%      |                      |             |  |
| 1000   |          | 標項目の説明と    | 平成 27.年度日  | 標値の考え方               |             | 1000   |
| 目標項目<br>の説明                                    |          |            |            | 評価審査委員会」<br>会貢献の取組実統 |             |  |
| 27 年度目標<br>値の考え方<br>(みえ県民力ビ<br>ジョン記載内容<br>を転記) |          | 「達成度」と「受   |            | 勘案し、「県の》<br>会貢献度」の平  |             |  |

|                   | 活動指標。                |                 |              |       |       |       |       |
|-------------------|----------------------|-----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| CARTON CONTRACTOR | 基本事業                 |                 | 23.年度<br>現状値 |       |       | 目標値   | 目標値   |
|                   | 40801 公共事<br>業の適正な執  | 公共事業再評          |              | 97.2% | 97.3% | 97.4% | 97.5% |
|                   | 行・管理(県土整<br>備部)      | 価・事後評価達<br>  成度 | 97.1%        | 97.2% | 97.3% |       |       |
|                   | 40802 公共事<br>業を推進するた | 受注者の地域・         |              | 92.8% | 93.6% | 95.0% | 95.0% |
|                   | めの体制づくり<br>(県土整備部)   | 社会貢献度           | 92.1%        | 97.3% | 97.7% | -     |       |

#### 進捗状況(現状と課題)。

- ①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界と県との間で、現在の取組状況や今後重点的に取り組む事項などについて協議し、取組を進めています。特に、建設業における若年者の人材確保や育成が課題となっていることから、「地域人づくり事業」を活用して、若年者の入職促進や人材育成を図る取組を支援しています。今後も、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施する必要があります。
- ②公共事業の評価については、周辺環境への影響など定性的な効果について、より分かりやすい説明を行いました。今後も常に分かりやすい説明に努めていくことが必要です。
- ③CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)については、各システムとも安定運用を図っています。このうち、適正な予定価格を設定するため市町等団体と共同利用している設計積算システムについては、平成28年7月に運用保守期限を迎えることから、早期にシステム構築を進める必要があります。
- ④総合評価方式については、入札参加者や学識経験者の意見も踏まえた検証に基づき評価項目・評価基準の見直しなどを行い、制度の改善を進めています。今後も引き続き、審査および評価の公正性・透明性の向上や事務手続きの負担軽減に努めていく必要があります。
- ⑤入札契約事務手続きについて、入札等監視委員会などから、落札率の高い工事、低入札価格で契約した 工事などについて、入札手続き、入札結果が適正であることの確認を受けました。引き続き、入札及び 契約の透明性を確保する必要があります。
  - また、事業実施に必要な手続き、手順、必要期間、進捗状況を事業ごとに明示した「2年間実施工程表」 を作成の上、共有を図っています。今後も引き続き適正な事業実施に努めていく必要があります。
- ⑥設計単価の臨時改訂を実施し、実勢を踏まえた適正な予定価格を設定しています。また、スライド条項 を運用し、受注者からの申請に応じて請負代金額の変更を行っています。
  - 今後も、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(いわゆる「品確法」)の改正を踏まえて、適正な予定価格の設定などの 発注関係事務を適切に実施する必要があります。

#### 平成 27 年度の取組方向

①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界と連携し、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を目指して着実に実施します。特に建設業における若年者の人材確保や育成が課題となっていることから、「地域人づくり事業」の活用により建設業における若年者の入職促進や人材育成などを引き続き支援します。

また、平成27年度が現行プランの最終年度にあたることから、現行プランの成果と課題を整理・検証し、社会情勢の変化等に対応できるよう次期プランの策定に取り組みます。

- ②公共事業の評価については、周辺環境への影響など定性的な効果について、分かりやすく説明するよう 継続して取り組んでいきます。
- ③設計積算システムについては、利用者ニーズに応え、安定した運用が図れるよう、計画的にシステムの再構築を進めます。
- ④総合評価方式については、公正な運用に努めるとともに、入札参加者や学識経験者の意見も踏まえ、引き続き検証と改善を進めます。
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けることなどにより、事務の適正を 図ります。また、公共事業の実施にあたっては、「2年間実施工程表」の活用により、適正な事業実施に 取り組みます。
- ⑥改正品確法に基づき、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、適 正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止など適切な発注関係事務や技術者、技能労働者等の育成及 び確保の支援などに取り組みます。

① (新) 三重県建設産業活性化プラン策定事業 【基本事業名 40802 公共事業を推進するための体制づくり】 予算額: (26) - → (27) 8, 832 千円

事業概要:平成 27 年度末に現行「三重県建設産業活性化プラン」の計画期間が終了するものの、建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、地域の建設業が元気を回復し、県民が安全に安心して住むことができる災害に強い県土をつくるため、次期プランを策定します。

②地域人づくり事業 (建設労働者雇用対策) (再掲)

建設業若年労働者雇用拡大推進事業【基本事業名:33103雇用施策の地域展開(雇用経済部)】

予算額: (26) 2 1 0, 0 0 0 千円 → (27) 3 0 0, 0 0 0 千円

事業概要:「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、地域における災害時等の安全・安心や雇用を支え る産業として極めて重要な役割を担っている建設業の活性化に向けて、若年者の入職促進や人材 育成を支援します。

③公共工事設計積算システム事業【基本事業名:40801 公共事業の適正な執行・管理】

予算額: (26) 48, 428千円 → (27)204, 085千円

事業概要:設計積算システムについて、利用者ニーズに応え、適正な予定価格の算出と積算業務の効率化を 支援するため、システムの再構築を進め、安定した運用を図ります。

④公共工事総合評価方式運用事業【基本事業名:40802公共事業を推進するための体制づくり】

予算額:(26) 3, 289千円 → (27) 3, 384千円

事業概要:総合評価方式の実施状況についてアンケート調査等による検証を行うとともに、外部有識者会議(三重県公共工事等総合評価意見聴取会)の意見などを踏まえ、公正で透明な制度となるよう改善に取り組みます。

# 平成27年度当初予算要求状況資料(6)

# 政策的経費の優先度判断調書

県土整備部分抜粋

平成26年12月 三 重 県

# 3

### 政策的経費(非公共事業)の優先度判断調書

部局名: 県土整備部 (単位: 千円)

| 即用句: | 景工全排  | 워터.       |         |                    |   |       |    |            |            | \ <del></del> |            |      |
|------|-------|-----------|---------|--------------------|---|-------|----|------------|------------|---------------|------------|------|
| 優先度  | 施策    | 選択<br>集中P | 課名      | 細事業名               | 事業概要  | 補助    | 委託 | H26<br>事業費 | 当初<br>一般財源 | H27要<br>事業費   | 求額<br>一般財源 | 法令義務 |
| А    | 111   |           | 施設災害対策課 |                    | 水防法に基づき、水防計画の作成、水防資材の補給等を行う。水防倉庫の建替を行う。   | -     |    | 1,200      | 1,200      | 23,024        | 2,024      | O,   |
| Α    | - 111 | ·緊急1      | 住宅課     |                    | 近い将来に発生が予想される大地震に備え、木造住宅の<br>耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事に補助を行う。〈<br>耐震補強工事は平成26年度までに耐震設計を終えたもの〉<br>〈負担割合:国1/2、県・市町各1/4 ほか 交付対象:市町〉 | · . O |    | 150,060    | 127,560    | 152,754       | 124,254    |      |
| Α    | 111   |           | 建築開発課   | 建築物地震対策促進<br>事業費   | 余震による二次災害を防止するため、三重県被災建築物応<br>急危険度判定士の育成等を行う。   |       | .0 | 1,148      | 1,123      | 1,162         | 1,162      |      |
| А    | 112   |           | 防災砂防課   | 新丸山ダム建設負担金         | 新丸山ダムの建設に伴う受益者負担を行う。  |       |    | 5,990      | 5,990      | 4,685         | 4,685      | 0    |
| . А  | 1.12  |           | 防災砂防課   | 宮川堰堤管理費            | 宮川ダムの管理経費。  |       |    | 3,719      | . 1,349    | 3,413         | 1,239      |      |
| А    | 112   |           | 防災砂防課   | 君ヶ野堰堤管理費           | 君ヶ野ダムの管理経費。   |       |    | 4,685      | 3,636      | 3,084         | 2,394      |      |
| А    | 112   |           | 防災砂防課   | 滝川ダム管理費            | 滝川ダムの管理経費。  |       |    | 3,085      | 3,047      | 6,427         | 6,350      |      |
| Α    | 152   |           | 公共事業運営課 | 建設副產物情報管理<br>費     | 建設副産物の再利用を図るため、情報を一元的に管理し、<br>分別解体及び再資源化を促進させる。   |       |    | 1,233      | 1,233      | 1,256         | 1,256      |      |
| A    | 152   |           | 流域管理課   | 放置自動車撤去推進<br>事業費   | 県土整備部所管の県有地又は県の管理する土地に放置されている自動車の撤去を進める。  |       | 0  | 231        | 231        | 234           | 234        |      |
| A    | 211   |           | 下水道課    | 同和地区公共下水道<br>事業助成金 | 平成9年から平成13年度に市町が実施した下水道事業にかかる地方債の元利償還額への補助を行う。(負担割合:県10/10 交付対象:市町)   | 0     |    | 30,486     | 30,486     | 30,486        | 30,486     |      |
| А    | 211 . |           | 住宅課     | 住環境整備事業費補<br>助金    | 市町が実施する住環境整備事業に対し補助を行う。<br>(負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4 交付対象:市町)   | 0     |    | 27,517     | 9,178      | . 23,989      | 8,000      |      |
| А    | 351   |           | 港湾·海岸課  | 港湾審議会費             | 港湾審議会の開催に要する経費。   |       |    | 273        | 273        | 232           | 232        | 0    |

**의尼名・圓十憨備**等

(単位:千円)

| 1周名・       | 県土整備  | 音部         |          |                             |  | (単位:十円) |     |       |            |                  |            |      |
|------------|-------|------------|----------|-----------------------------|--|---------|-----|-------|------------|------------------|------------|------|
| <b>爱先度</b> | 施策    | 選択・<br>集中P | 課名       | 細事業名                        | 事業概要   | 補助      | 委託  | H26   | 当初<br>一般財源 | H27要<br>事業費      | 求額<br>一般財源 | 法令義務 |
| Α.         | 351   |            | 流域管理課    |                             | 港湾の利用状況を明らかにし、港湾の開発利用及び管理に<br>資するため、港湾統計調査を実施する。<br>(負担割合:国10/10、一部県費) |         | 0   | 1,844 | 32         | 1,896            | 32         | 0    |
| А          | 351   |            | 道路管理課    | 土木施設パトロール事<br>務費            | 土木施設パトロール員被服購入経費等。   |         |     | 824   | 824        | 714              | 714        |      |
| А          | 353   |            | 都市政策課    | 都市計画審議会費                    | 都市計画審議会の開催に要する経費。  |         |     | 861   | 861        | 1,655            | 1,655      | . 0  |
| A          | 353   |            | 都市政策課    |                             | 計画的なまちづくりを推進するため、所要の調査・研究を行い、都市計画を策定する。                                |         | , 0 | 8,715 | 8,715      | 9,827            | 9,827      | 0    |
| A          | 353   | ,          | 景観まちづくり課 | みえの景観づくり推進<br>事業費           | 景観審議会の開催に要する経費及び市町主体の景観づくりを支援するための経費。                                  |         |     | 1,727 | 1,727      | . 1,925          | 1,925      | · O  |
| A          | 353   |            | 建築開発課    | 建築士法施行事務費                   | 建築士審査会の開催に要する経費。   |         |     | 267   | 267        | 251              | 251        | 0    |
| Α          | 353   |            | 建築開発課    | 低炭素化促進法施行<br>事務費            | 低炭素建築物新築等計画認定等の施行に必要な経費。   |         |     | 230   | 140        | 211              | 121        | 0    |
| Α          | 353   |            | 都市政策課    | 総合都市交通体系調査費                 | 総合都市交通計画を検討するため、都市計画法第6条基礎調査の一環として、三重県内を4つの都市圏に分けてパーソントリップ調査を実施する。     |         |     | 720   | 720        | <sup>.</sup> 589 | 589        |      |
| Α          | 353   |            | 景観まちづくり課 | みえの眺望景観等保全<br>創出事業費         | 熊野川流域景観計画を適正に運用するための経費及び東<br>紀州地域における眺望景観を保全するための経費。                   |         |     | 1,136 | 1,136      | . 167            | 167        |      |
| А          | . 353 |            | 景観まちづくり課 | まちづくり協働支援事<br>業費            | 公共事業における県民との協働を推進するための経費。  |         | ,   | 442   | 442        | 709              | 709        | ,    |
| Α          | 353   |            | 住宅課      | 住生活総合調査費                    | 住生活基本計画等の基礎資料を得るため国が実施した全<br>国調査に基づき、本県分のデータ集計・分析を行い、調査<br>報告を作成する。    |         | 0   | 1,809 | 905        | 2,174            | 1,253      |      |
| А          | 353   |            | 住宅課      | 被災者住宅復興資金<br>貸付金利子補給事業<br>費 | 紀伊半島大水害により被災した住宅の再建・補修に要する<br>経費の一部を補助する。(負担割合:県1/2、市町1/2 交付対象:市町)     | 0       |     | 600   | 600        | 383              | 383        |      |
| Α          | 353   |            | 住宅課      | 住情報・相談体制ネット<br>ワーク化事業費      | 震災時に、被災住宅の所有者が被災の程度や復旧方法に<br>ついて検討を行うための情報提供等を行う。                      |         |     | 1,550 | 776        | 387              | 204        |      |
| Α .        | 353   |            | 住宅課      | 危険住宅対策事業費<br>補助金            | がけ地の崩壊等による自然災害の恐れの高い土地からの<br>居住者の自助努力による住宅移転にかかる費用の一部を<br>補助する。        | 0       |     | C     | 0          | 1,258            | 1,258      |      |
|            |       | .1         |          | L                           |  |         |     |       |            | I                | 1          | 1    |

<u>W</u>

da: 県土整備部 (単位: 千円)

| 市局名: | 県土登伽     |   |                      |                       |   |   |     | 1100    | (単位:十円)<br> 26当初   H27要求額 |             |            |      |
|------|----------|---|----------------------|-----------------------|---|---|-----|---------|---------------------------|-------------|------------|------|
| 愛先度  | 施策       | 選択·<br>集中P                              | · 課名                 | 細事業名                  | 事業概要  | 補助,                                     | .委託 | 事業費     | 一般財源                      | H2/要<br>事業費 | 来租<br>一般財源 | 法令義務 |
| . А  | 行運8      | 来干!                                     | 公共用地課                | 公何地払入推進法他             | 公有地の拡大の推進に関する法律第2章にかかる都市計<br>画区域内の土地及び都市計画施設の区域内の土地の先行<br>取得のため必要な経費。 |   |     | 32      | 32                        | 33          | 33         | 0    |
| . A  | 行運8      | *************************************** | 公共用地課                | 登記対策事務費               | 過年度に行った登記の訂正のための測量登記等を行う。   |   | 0   | 970     | 970                       | 821         | 821        | . 0  |
| А    | ·<br>行運8 |   | 公共用地課                | 未登記対策推進事業<br>費        | 未登記土地解消のための調査、測量登記事務等を行う。   | -                                       | 0   | 10,321  | 10,321                    | 11,507      | 11,507     | 0    |
| Α    | 行運8      |   | 公共事業運営課              | 公共事業評価システム<br>事業費     | 公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、公共事業の事前・事中・事後評価を実施する。                       |   | 0   | 4,661   | 4,649                     | 4,029       | 4,019      | 0    |
| А    | 行運8      |   | 入札管理課                | 公共工事総合評価落<br>札方式運用費   | 三重県公共工事等総合評価意見聴取会の運営及び入札制<br>度の検証業務を行う。                               |   | 0   | 3,289   | 2,672                     | 3,384       | 2,755      | 0    |
| А    | 行運8      |   | 道路管理課                | 未登記処理対策事業<br>費        | 未登記の道路用地の測量、登記を行う。  |   | Ó   | 595     | - 595                     | 604         | 604        | 0    |
| А    | 行運8      |   | 公共事業運営課              | 公共事業支援統合情報システム事業      | 公共工事における情報の電子化を進め、公共事業情報の電子的な一括管理を行い、事業の効率化、簡素化及びコスト縮減を推進する。          | *                                       | 0   | 9,806   | 8,419                     | 8,677       | 7,098      |      |
| Α    | 行運8      |   | 建設業課                 | 公共工事発注支援シス<br>テム推進事業費 | 建設企業の技術的適性等を総合的に評価するためのデータベースシステム(コリンズ・テクリス)利用にかかる経費。                 |   |     | 2,652   | 2,447                     | 2,613       | 2,386      | -    |
| Α    | 行運8      |   | -<br>県土 <b>整備総務課</b> | 関係団体補助及び交付<br>金       | 県土整備部関係各団体への補助及び負担金。  |   |     | 2,924   | 2,924                     | 3,891       | 3,891      |      |
| А    | 行運8      |   | 県土整備財務課              | 公有財産管理関係事<br>務費       | 目的財産の管理等にかかる管理嘱託員にかかる経費。  |   |     | .25     | 25                        | 25          | 25         |      |
| Α    | 行運8      |   | 県土整備財務課              | · 管理事務費               | 部内職員の研修経費等。   |   | ,   | 3,140   | 340                       | 3,235       | 135        |      |
| Α    | 行運8      |   | 公共事業運営課              | CALS/EC推進事業<br>費      | 公共事業におけるIT化を推進するため、職員、市町、受注<br>者向けの研修を実施する。                           | *************************************** |     | 141     | 141                       | 116         | 116        |      |
| Α    | 行運8      |   | 営繕課                  | 営繕事務費                 | 営繕工事の設計単価作成に必要な調査費、営繕工事の予定価格の積算に用いる営繕積算システムの維持管理費及び職員研修等の経費。          |   | 0   | 4,194   | 4,194                     | 4,026       | 4,026      |      |
| . A  | 行運8      |   | 工事検査担当               | 検査及び検査員研修事<br>務費      | 県が実施する工事にかかる検査及び職員研修等の経費。   |   |     | 9,496   | 9,496                     | 9,718       | 9,718      |      |
|      |          |   |                      |                       |   |   | ・小計 | 302,598 | 249,676                   | 325,571     | 248,538    |      |

部局名: 県土整備部

(単位:千円)

| 優先度 | 施策  | 選択・<br>集中P | 課名  | 細事業名                  | 事業概要   | 補助 | 委託 | H26<br>事業費 | 当初<br>一般財源 | H27要<br>事業費 | [求額]<br>一般財源 | 法令義務 |
|-----|-----|------------|-----|-----------------------|--|----|----|------------|------------|-------------|--------------|------|
| В   | 111 | 緊急1        | 住宅課 | 待ったなし!耐震化プロジェクト(選択集中) | 近い将来に発生が予想される大地震に備え、木造住宅の<br>耐震補強設計、耐震補強工事に補助を行う。<br>(負担割合:国1/3、県・市町各1/6 ほか 交付対象:市町) | 0  |    | 30,000     | 24,000     | ,           | 27,600       |      |
|     | -   |            |     |                       |  |    | 小計 | 30,000     | 24,000     | 27,600      | 27,600       |      |
|     |     |            |     |                       |  |    | 合計 | 332,598    | 273,676    | 353,171     | 276,138      |      |

#### 政策的経費(公共事業)の優先度判断調書

※H26当初欄の上段()は平成25年度2月補正含みベース

(単位:千円)

| 部局名:      | : 県工登1 | J          |                      |  |   |              | r. (        |            | (単位:十円)                                 | <del></del>    |
|-----------|--------|------------|----------------------|--|---|--------------|-------------|------------|---|----------------|
| 優先度       | 施策     | 選択•集       | 課名                   | 事業名  | 事業概要  | H26当初        |             | H27要求額     |   | 法令義務           |
| 152,70752 |        | фР         |                      |  | ,   | 事業費          | 一般財源        | 事業費        | 一般財源                                    | ACC (2-426.53) |
|           | 054    | 57.63.0    | 道路企画課                | 直轄道路事業負担金  | 国が行う直轄道路事業にかかる県負担金(東海環状自動車道、熊<br>野尾鷲道路(II期)ほか)              | (13,500,000) | (1,285,000) |            |   |                |
| A.        | 351    | 緊急2        |                      |  |   | 12,800,000   | 1,285,000   | 12,800,000 | 1,285,000                               | 0              |
| . А       | 351    | 緊急2        | 道路企画課                | 高速道路関連整備   | 高速道路関連事業に要する経費(新名神関連施設整備対策事業費<br>砂出川)                       | 471,110      | 35,000      | 440,966    | . 35,000                                |                |
| A         | 351    |            | 道路企画課                | 道路調査   | 道路事業の整備計画等に要する経費  | 90,000       | 76,667      | 95,500     | 76,667                                  |                |
| А         | 351    | 数每10       | 道路建設課                | 道路整備〔緊急輸送道   | 緊急輸送道路にかかる道路改良、橋梁修繕(耐震)に要する経費                               | (3,849,302)  | (179,762)   |            | -                                       |                |
| ^         | 331    | #6 15x 1,2 | 温阳连改称                | 路〕   | (国道260号木谷地区、国道166号田引バイパスほか)                                 | 3,584,862    | 179,762     | 4,441,904  | 253,654                                 |                |
| _         | 351    | 取名 0       | ~ ** Do 74 \$10 \$18 | 道路整備〔広域アクセ   |   | (3,776,650)  | (154,350)   |            |   |                |
| А         | 351    | 緊急2        | 道路建設課                | ス道路〕   | 日市湯の山道路、国道167号磯部パイパスほか)                                     | 3,278,850    | 154,350     | 3,097,500  | 147,500                                 |                |
|           | 251    |            | 道路建設課                | 道路整備[道路計画・<br>道路事業計画にかかる道路改良に要する経費[債務負担行為分]<br>責務負担] (国道422号三田坂バイパス、亀山安濃線ほか) | (6,606,096)   | (317,166)    |             |            |   |                |
| А         | 351    |            |                      |  | 6,245,666   | 317,166      | 5,775,775   | 417,275    | i                                       |                |
|           | 351    |            | 道路建設課                | 道路整備〔道路計画·H  | <br> 路整備[道路計画・H   道路事業計画にかかる道路改良に要する経費[H27完成供用、部            | (839,199)    | (61,719)    |            | . , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |                |
| A         | 351    |            |                      | 27]  | 分供用](上浜高茶屋久居線2工区ほか)   | 783,219      | 61,719      | 430,000    | 84,000                                  |                |
| А         | 351    | 緊急1        | 道路管理課                | 道路維持·災害防除<br>[緊急対応]  | 緊急性の高い道路維持(落石防止対策等)に要する経費(国道166<br>号、国道260号ほか)              | 320,789      | 47,789      | 465,692    | 98,692                                  |                |
| А         | 351    | 緊急1        | 道路管理課                | 橋梁修繕[緊急対応]   | 緊急輸送道路にかかる橋梁修繕、耐震補強等に要する経費(国道1<br>65号、国道311号ほか)             | 270,000      | 9,000       | 270,000    | 9,000                                   |                |
| A         | 351    |            | 道路管理課                | 公共土木施設維持管<br>理   | 公共土木施設の維持管理に要する経費   | 2,415,000    | 2,022,000   | 2,850,000  | 2,239,000                               |                |
| ,         | ar.    |            | 道路管理課                | 里課 交通安全対策 交通安全対策   | 大溪中人头统1-苏州7级惠(而日子公言)整体6. \$600.50001617                     | (1,309,806)  | (291,806)   |            |   |                |
| Α         | 351    |            |                      |  | 交通安全対策に要する経費(四日市鈴鹿環状線、鵜殿熊野線ほか)                              | 1,247,806    | 291,806     | 1,330,356  | 291,806                                 | 5              |
| Α.        | 行運8    |            | 公共用地課                | 公共事業用地取得   | 土地開発公社に対する用地取得事業委託に要する経費                                    | 400,823      | 400,823     | 412,507    | 412,507                                 | 7              |
| А         | 111    | 緊急1        | 施設災害対策課              | 道路啓開対策事業   | 大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備に要する経費 | 540,000      | 101,000     | 466,000    | 107,000                                 |                |

| $\frac{\mathcal{A}}{\omega}$ |
|------------------------------|

| 部局名 :      | 県土整備 | <b>備部</b> |                  |   |   |                               | <del></del> |           | 単位:千円)   | ·           |  |
|------------|------|-----------|------------------|---|---|-------------------------------|-------------|-----------|----------|-------------|--|
| 優先度        | 施策   | 選択·集      | 課名               | <b>事業名</b>  | 事業概要  | H26当初                         |             | H27要求額    |          | 法令義務        |  |
| 接近反        |      | 中P        |                  | . 7.4   |   | 事業費                           | 一般財源        | 事業費       | 一般財源     | 15 15 15 15 |  |
| А          | 112  | ,         | 河川課              | 直轄河川事業負担金   | 国が行う河川改修等に要する県負担金(木曽川下流、木津川上流<br>(上野遊水地)ほか)               | (4,102,000)<br>3,184,000      | (319,000)   | 4,939,000 | 293,000  | 0           |  |
| Α          | 112  | 緊急1       |                  | 河川改修〔緊急河川事業〕  | 洪水被害の防止、軽減を図るため、治水上支障となっている水門等<br>の改修に要する経費(三渡川(百々川))     | 105,000                       | 6,000       | 42,000    | 2,000    |             |  |
| Α.         | 112  | 緊急1       |                  | 河川改修[河川施設緊<br>急地震·津波対策]   | 耐震性能を備えた堤防の整備や河口部の堤防・水門の耐震化に要する経費(志登茂川、堀切川ほか)             | 502,000                       | 27,000      | 330,750   | 14,250   |             |  |
| А          | 112  | 緊急1       | 河川課              | 河川調査費[水防情報<br>提供]   | 市町・住民への的確な警戒避難に資する水防情報を提供する浸水<br>想定区域図の作成等に要する経費          | 50,000                        | 50,000      | 70,000    | 70,000   |             |  |
|            |      |           | 防災砂防課            | - to the set of the A   | <b>宣轄砂防事業負担金</b> 国が行う砂防事業に要する県負担金(越美山系ほか)                 | (71,000)                      | (6,000)     |           |          | 0           |  |
| A          | 112  |           |                  | 直轄砂阪事業負担金   |   | 56,000                        | 6,000       | 56,000    | 6,000    |             |  |
| Α Α        | 112  |           | 防災砂防課            | ダム維持管理  | 宮川ダム、君ヶ野ダム及び滝川ダムの維持管理等に要する経費                              | 181,000                       | 88,658      | 134,415   | 93,185   |             |  |
| A          | 112  |           | 防災砂防課            | 治水ダム建設事業費   | ダム建設のための調査測量等に要する経費(鳥羽河内ダム)                               | 160,500                       | 9,500       | 267,500   | 14,500   |             |  |
| : .        | 112  |           | <b>洪冰. 海</b> 吳調  | ***   | 「轄港湾事業負担金 国が行う港湾事業に要する県負担金(津松阪港海岸ほか)                      | (487,500)                     | (47,500)    | ,         |          | 0           |  |
| A          |      |           | 港湾・海岸課           | 直轄港湾事業負担金   | 国か行う港湾争来に安する宗良担金(洋仏阪港海岸はか)                                | 407,500                       | 47,500      | 350,500   | 43,500   |             |  |
|            |      | F         | 74 blo 74 blo 22 | 海岸事業[海岸保全施  | 津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸                             | (1,461,400)                   | (139,400)   |           |          |             |  |
| <b>A</b> . | 112  | 2   緊急1   | 1 港湾・海岸課         | 設緊急地震・津波対 を保護するための海岸保全施設の改良・補強工事などに要する経<br>策] 費(宇治山田港海岸、川越地区海岸ほか) | 1,402,400   | 139,400                       | 578,800     | 59,300    | )        |             |  |
|            | 1    |           | 港湾・海岸課           | 海   | 海岸侵食·高潮対策   | 侵食や高潮から海岸を防護するための護岸工、離岸堤工、消波工 | (245,400)   | (5,900)   |          |             |  |
| A          | 112  |           |                  |   | などの工事に要する経費(宇治山田港海岸)                                      | 155,900                       | 5,900       | 52,200    | 3,200    | 1           |  |
| Α.         | 112  |           | 施設災害対策課          | 災害関連事業  | 再度災害を防止するため、災害復旧事業に改良費を加えて実施す<br>る改良事業に要する経費              | 340,434                       | 24,717      | 150,000   | . 13,000 |             |  |
| A          | 154  |           | 下水道課             | 下水道普及率ジャンプ<br>アップ事業費  | 市町が市町単独で下水道事業を実施するために借り入れた起債の<br>元利償還金への補助に要する経費          | 526,544                       | 526,544     | 254,473   | 254,473  | 3           |  |
| A          | 154  |           | 下水道課             | 流域別下水道整備総<br>合計画策定費   | 個別下水道計画の上位計画として都道府県が定める流域別下水道<br>整備総合計画の中間年次における見直しに要する経費 | 0                             | 0           | 20,000    | 10,000   | )           |  |
| А          | 351  |           | 港湾·海岸課           | 港湾改修事業  | 港湾施設の改修に要する経費(津松阪港大口地区、長島港ほか)                             | (404,500)<br>377,100          | 1 ' '       | }         | 45,500   |             |  |

В

351

部局名 : 県土整備部

H26当初 H27要求額 選択・集 課名 事業名 事業概要 優先度 施策 法令義務 中P 事業費 一般財源 審業審 一般財源 県管理の公共土木施設(河川・砂防・海岸・港湾)の維持管理等に要 公共土木施設維持管 884,285 351 流域管理課 850,285 1,046,262 А 1.025,450 する経費 (168,000)(16.000) 国が行う国営公園の整備事業にかかる県負担金(木曽三川公園) 都市政策課 直轄公園事業負担金 353 0 Α 160,000 16,000 163,000 17,000 (2.183.471)(59.107) 債務負担行為を設定した連続立体交差事業等に要する経費(近鉄 353 緊急1 都市政策課 |街路事業[債務負担] Α 川原町駅付近、松阪公園大口線ほか) 2,112,517 59,107 1,696,482 46,463 県営公園の維持管理、指定管理に要する経費(北勢中央公園、能 公園事業[維持管理] 353 都市政策課 255,754 253.589 257,307 255,142 А 野灘臨海公園ほか) 県営住宅の長寿命化、バリアフリー改修等に要する経費(笹川団地 155,992 52.000 住宅課 公営住宅事業 161,904 52,000 Α 353 ほか8団地) (7.509.782) (46,673,555) 小計 43,465,051 7.509.782 43.846.693 7.775.064 道路整備(道路計画· (653,329)(66.919)道路事業計画にかかる道路改良に要する経費[H28以降完成供 道路建設課 債務負担無·H28以 В 351 用、部分供用] 634,669 66,919 769,924 86,424 В 道路管理課 公共土木施設維持管理|公共土木施設の維持管理に要する経費(除草、剪定) 400,000 400.000 400.000 400,000 351 道路維持·災害防除 道路管理課 計画的対応による道路維持・災害防除に要する経費 В 351 [計画対応] 574,303 38,953 510,300 38.050 (1.423,650)(103,650)河川改修(選択・集中ブ 河川の流下能力の向上を図り、洪水等の災害を防止するための河 河川課 В 112 川改修工事に要する経費 ログラム事業以外) 1.338.650 103,650 936,550 99.050 河川課 河川調査費 河川事業計画の作成等に係る調査に要する経費 100.000 100,000 90,000 90,000 В 112 津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸 (900.700)(71.200)海岸事業(選択・集中プ を保護するための海岸保全施設の改良・補強工事などに要する経 港湾·海岸課 В 112

(単位:千円)

港湾施設改修のための調査・測量に要する経費

881,200

14,000

71,200

14,000

893,200

10,000

103,200

10,000

ログラム事業以外)

港湾調査費

港湾·海岸課

| 部局名 | 名 : 県土整備部 |  |         |            |   | (単位:千円)      |             |           |          |            |
|-----|-----------|--|---------|------------|---|--------------|-------------|-----------|----------|------------|
| 网产中 | 施策        | 選択·集<br>中P   | 製 課名    | 事業名        | 事業概要  | H26当初        |             | H27要求額    |          | ** A 30 70 |
| 優先度 |           |  |         |            |   | 事業費          | 一般財源        | 事業費       | 一般財源     | 法令義務       |
| В   | 353       | And the second s | 都市政策課   | 公園事業[施設整備] | 県営公園整備に要する経費  | 109,606      | 8,406       | 113,085   | 10,085   |            |
| В   | 353       |  | 都市政策課   | 街路事業[調査]   | 事業化にかかる調査、設計に要する経費等   | 1,000        | 1,000       | 8,000     | 8,000    |            |
| В   | 353       |  | 都市政策課   | 街路事業[街路整備] | 街路整備、無電柱化などの都市空間の整備に要する経費                                     | 46,000       | 5,337       | 105,000   | 9,501    |            |
| В   | 353       |  | 景観まちづくり | 景観整備事業     | 市町、地域住民と協働で実施する海岸堤防の修景整備に要する経<br>費及び熊野古道と重複する県管理道路の修景整備に要する経費 | 39,000       | 11,000      | 39,000    | 11,000   |            |
| 8   | 353       |  | 住宅課     | 公営住宅事業     | 県営住宅の長寿命化、バリアフリー改修等に要する経費(笹川団地<br>ほか8団地)                      | 45,000       | 15,000      | 47,000    | , 15,000 |            |
|     |           |  |         |            | 小計  | (4,306,588)  | (835,465)   |           |          |            |
|     |           |  |         |            | · 小町  | 4,183,428    | 835,465     | 3,922,059 | 880,310  |            |
|     |           |  |         |            | 合計  | (50,980,143) | (8,345,247) |           |          |            |
|     |           |  |         | 47,648,479 | 8,345,247   | 47,768,752   | 8,655,374   | Á         |          |            |